

JAMHSW発発第25-309号
2025年11月13日

厚生労働省 職業安定局

障害者雇用対策課長 河村 のり子 様

公益社団法人日本精神保健福祉士協会
会長 田村 綾子

今後の障害者雇用施策に係る要望書

平素より本協会事業に格別のご理解ご協力を賜り、また、貴課におかれましては障害者の一般就労推進に向けご尽力いただいておりますこと、深く感謝申し上げます。

さて、障害者雇用制度につきましては、2024年12月より開催されている「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」においても活発に議論が進められており、障害者が働く環境の整備が前進することに期待しているところです。精神障害者の社会的復権に取り組んでいる本協会といたしましても、これまで以上に開かれた就労機会の確保や労働者としても障害者としても当たり前の権利が守られることが重要と考えます。

つきましては、本協会として、企業にとっても当事者にとってもより良い制度運用となるよう下記のとおり要望いたしますので、上記研究会及び労働政策審議会障害者雇用分科会における議論の参考としていただけますよう、ご配意のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 障害者雇用納付金制度の活用見直しについて

障害者雇用納付金制度の現状として、障害者雇用調整金の一部および報奨金の大半が就労継続支援A型事業所の運営法人に支給されていると認識しております。一方で、企業が障害者を雇用する際に活用される職場適応援助者助成金は近年増額されたものの、その支援は必ずしも十分とは言えません。また雇用率達成に課題を抱える中小企業にとっては、障害者雇用のための費用やノウハウの確保が大きな障壁となっています。

つきましては、障害者雇用納付金制度の趣旨に立ち返り、就労継続支援A型事業所の適用については公平性の観点から慎重にご議論いただき、一般企業、特に中小企業における障害者雇用がさらに促進されるような制度運用の見直しを要望いたします。

2. いわゆる障害者雇用代行ビジネスへの対応について

障害者雇用促進法は、障害者が職業生活において自立できるよう、雇用機会の確保や職業能力の開発・向上を図ることを目的としています。しかし、いわゆる障害者雇用代行ビジネスは、実態として雇用先の企業ではなく代行事業者側が雇用管理を行うため、障害者の職業能力の向上や企業内で働くことによる社会参加の機会が限定的となり、企業が障害者雇用のノウハウを蓄積する機会を失うとともに障害者のキャリアアップや長期的な就労安定を阻害する要因となります。世界的な潮流であるノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンといった理念とも相反するものと認識しております。

また、障害者雇用代行ビジネスの広がりには真摯に障害者雇用に取り組んでいる企業との間に不公平感が生じ、雇用率の達成が金銭で解決できるのであれば企業が自社のリソースを投じて雇用環境を整備するモチベーションが失われ、結果として障害者雇用の全体的な進展を妨げることになります。

つきましては、障害者雇用率の仕組みを濫用したビジネスモデルに対し、指導と対策を講じ、制度本来の意義である障害のない人と障害のある人が一緒に働くインクルーシブな職場づくりを基本とした制度運用を徹底することを要望いたします。

3. 事業協同組合等算定特例における就労継続支援A型事業所運営法人の取り扱いについて

現在、事業協同組合等算定特例を用いて有限責任事業組合（LLP）に就労継続支援A型事業所を組み込む形でのビジネスモデルが散見されます。これは、障害者雇用代行ビジネスと同様に、障害者雇用率の達成を目的とした売買の仕組みを助長しかねず、制度の趣旨を逸脱する可能性を孕んでいます。

よって、事業協同組合等算定特例の対象から就労継続支援A型事業所運営法人を除外することをご検討いただきたく、要望いたします。

4. 精神障害者の「重度枠」の検討について

重度の精神障害を抱える方の一般企業での就労を促進するためには、企業に対してより積極的な雇用を促すためのインセンティブが必要であると考えます。つきましては、精神障害における「重度枠」に関する検討をお願いいたします。

また、週20時間以上30時間未満の精神障害者の実雇用率の算定特例について継続を要望いたします。

5. 雇用継続期間中に障害者手帳に該当しなくなった方への継続雇用インセンティブについて

雇用開始時点で精神障害者保健福祉手帳を所持していた方が、雇用継続期間中に精神疾患が回復し、障害者手帳の交付対象から外れるケースが見られます。これは、ご本人の努力と企業の支援により精神状態が改善したという大変喜ばしい成果であります。しかしながら、現行の制度では、障害者雇用率のカウント対象から外れることとなり、企業側へのインセンティブがなくなることから、当該雇用されている方が雇用の継続について不安を抱える事態が生じております。

つきましては、在職中に障害者手帳の交付対象から外れた方々についても、ご本人の希

望に応じ、安心して働き続けられるよう、何らかの対策を講じていただくことを要望いたします。

以上

【問い合わせ】

公益社団法人日本精神保健福祉士協会 事務局（洗）

〒160-0015 東京都新宿区大京町2-3-3

四谷オーキッドビル7F

TEL. 03-5366-3152 FAX. 03-5366-2993

E-mail : s-arai@jamhsw.or.jp

写